

平成24年度

法務省事前評価実施結果報告書（要旨）

平成24年10月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成24年度事前評価実施結果報告書（要旨）	
	（1）法務に関する調査研究	
	性犯罪に関する総合的研究	5
	非行少年の保護者に関する研究	6
	（2）施設の整備	
	奈良法務総合庁舎新営工事	7
	松江法務総合庁舎新営工事	8

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（性犯罪に関する総合的研究） （評価書5頁）		政策体系上の位置付け
			I-3-(1)
事業の概要	<p>各種統計を用いた性犯罪の発生状況及び処遇状況の分析を行うほか、性犯罪により懲役刑の有罪判決を受けた者を調査対象として、その者の属性、性犯罪の動機や態様、処遇状況（処遇プログラムを活用した処遇の状況を含む。）及び再犯状況等を調査する。そして性犯罪の動向及び性犯罪者に対する処遇の実態及び課題を明らかにすることにより、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにし、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策に有益な資料を提供する。</p>		
評価方式	事業評価方式		
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることにより、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策のために有益な資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目標とした。</p> <p>再犯防止、とりわけ性犯罪者の再犯防止は、法務省の重要施策であり、その施策の検討に資する基礎資料を提供することを目的とする本研究は、実施の必要性が極めて高く、国民の関心・要望の高さを踏まえ、早期に実施すべきテーマである。また、本研究は、性犯罪者に関する各種データに基づいて行う実証的研究であるから、法務総合研究所以外においては行うことが著しく困難である。</p> <p>また、性犯罪により有罪となった者を広く対象として調査を行うことにより、十分な統計データを確保できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、一般的・標準的な統計的手法により分析するものであって、適切なものとなる見込みであり、また、特別な支出を要しないものであるから、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。</p> <p>さらに、本研究は、性犯罪に関する実証的・包括的研究として従来にない研究であって、性犯罪者の実態、その処遇の効果を明らかにするものであるから、性犯罪対策、性犯罪者処遇の在り方の検討等に大いに利用されることが見込まれる。</p> <p>以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は70点中67点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日（犯罪対策閣僚会議決定）	第2-2 刑務所出所者等の再犯防止
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第1-3-(2) 国民の関心の高い性犯罪 第3-1-(5) 性犯罪者に対する指導及び支援

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（非行少年の保護者に関する研究） （評価書10頁）		政策体系上の位置付け I-3-(1)
事業の概要	<p>少年院を仮退院する少年及びその保護者を対象とし、非行少年の属性、保護者の実態、非行事実の内容、処遇上の課題等を調査するとともに、当該少年の少年院仮退院時及び保護観察開始後6か月経過時における少年と保護者との関係、家庭の状況等についての質問票調査を行う。これらの内容を分析し、保護者との連携を強化した非行少年の処遇の在り方の基礎資料を提供する。</p>		
評価方式	事業評価方式		
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等からの保護者への働きかけの在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準(研究評価検討委員会における評価基準)に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目標とした。</p> <p>法務省の重要施策である再犯防止対策において非行少年の再非行防止は大きなウェートを占めているが、その再非行防止策の充実を図る上で、非行少年の保護者との連携強化は重要であって、本研究は実施の必要性が極めて高い。また、本研究は、全国の非行少年とその保護者等に関する実証的研究であって、法務総合研究所以外において代替する研究を行うことは著しく困難である。本研究において想定される研究の枠組みは、非行少年とその保護者等を偏りなく対象として十分な統計データを確保した上で、信頼性のあるデータに基づいて統計的に適切な手法によって分析するものであって、調査対象、調査手法等は適切なものとなる見込みである。さらに、特別な支出を要しない範囲で計画されており、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなると見込まれる。</p> <p>本研究は、これまで必ずしも明らかではなかった非行少年の保護者の実態等について調査するものであり、少年院、保護観察所等における保護者に対する働き掛け、支援等の在り方の検討に大いに利用されることが見込まれる。</p> <p>以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。</p>		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	子ども・若者ビジョン	平成22年7月23日（子ども・若者育成支援推進本部決定）	第2-2-(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組 第3-2-(1)-③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等 第3-3-(2) 大人社会の在り方の見直し 第4-(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
	少年矯正を考える有識者会議提言 再犯防止に向けた総合対策	平成22年12月7日 平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第5-2-(2)-ウ 保護者との連携強化 第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者 第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（奈良法務総合庁舎新営工事） (評価書23頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)		
事業の概要	必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善及び利用者へのサービス向上を図る。			
評価方式	事業評価方式			
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)
名称				
奈良法務総合庁舎新営工事		103点	100点	133点
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事） （評価書34頁）	政策体系上の位置付け VII-14-(2)													
事業の概要	必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善及び利用者へのサービス向上を図る。														
評価方式	事業評価方式														
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価の観点 (基準)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 必要性 (100点以上)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 合理性 (100点)</th> <th style="width: 30%;">事業計画の 効果 (100点以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>松江法務総合庁舎新営工事</td> <td style="text-align: center;">108点</td> <td style="text-align: center;">100点</td> <td style="text-align: center;">133点</td> </tr> </tbody> </table>			評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)	名称				松江法務総合庁舎新営工事	108点	100点	133点
評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)												
名称															
松江法務総合庁舎新営工事	108点	100点	133点												
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												